

# 市職員の給与と定員適正化の状況

## (9)職員手当の状況

区分	海老名市			国	
	支給期	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
期末手当 (勤勉手当)	13年6月期	1.45月	0.6月	1.45月	0.6月
	13年12月期	1.55月	0.55月	1.55月	0.55月
	14年3月期	0.55月	—	0.55月	—
	計	3.55月	1.15月	3.55月	1.15月
役職加算措置	有			有	

  

区分	海老名市		国		
	支給率	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度額
退職手当 (13年度)	自己都合	21.0月分	33.75月分	47.5月分	60.0月分
	勤続20年	28.875月分	44.55月分	62.7月分	62.7月分
	勤続25年	33.75月分	47.5月分	62.7月分	62.7月分
	勤続35年	44.55月分	62.7月分	62.7月分	62.7月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	
	退職時特別昇給	制度なし		1~2号級	
1人あたり平均支給額	6,291千円	23,305千円	1号俵		

※退職手当の1人あたり平均支給額は、退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

区分	海老名市		神奈川県		国
	支給対象地域	支給率	支給対象職員	支給対象職員1人当たりの平均支給月額(13年度決算)	
(13年度)調整手当	全地域	10%	831人	37,998円	県内の国の支給率 横浜市ほか3市……………10% 葉山町……………6% 海老名市ほか8市……………3% 小田原市ほか22市町村……………0%
	全地域	10%	831人	37,998円	
	全地域	10%	831人	37,998円	
	全地域	10%	831人	37,998円	

区分	全職種	
	職員全体に占める手当支給職員の割合	支給対象職員1人あたり平均支給月額
特殊勤務手当 (13年度)	30.4%	3,678円
	10種	—
	徴収手当・清掃手当・消防手当	—

区分	13年度		12年度	
	支給総額	1人あたり支給年額	支給総額	1人あたり支給年額
時間外勤務手当	268,434千円	314千円	281,071千円	326千円
	—	—	—	—

区分	海老名市		国	
	配偶者	配偶者以外の扶養親族2人まで	配偶者	配偶者以外の扶養親族2人まで
扶養手当	17,000円	7,000円	16,000円	6,000円
	11,500円	3,000円	11,000円	3,000円
	11,500円	3,000円	11,000円	3,000円
	500円を加算	500円を加算	500円を加算	500円を加算
	30,000円を限度	27,000円を限度	30,000円を限度	27,000円を限度
	50,000円を限度(片道2km未満を除く)	50,000円を限度(片道2km未満を除く)	50,000円を限度(片道2km未満を除く)	50,000円を限度(片道2km未満を除く)

## 職員の削減に取り組んでいます

**●定員の適正化**

市では、「海老名市第三次行政改革大綱」の基本方針を踏まえ、適正規模の職員数による執行体制を確立するため、平成12年3月に「海老名市定員適正化計画」を策定しました。これに基づき、平成16年度までに消防職員を除く職員定数の5%を削減する目標を定め、定員適正化に取り組んでいます。表(10)参照。今後も、より簡素で効率的な行政運営と、時代の変化に即応し得る柔軟な市政を実現するために、市民サービスの向上を図りながら、職員の適正配置に取り組んでいきます。

## (10)部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

職	職員数		対前年増減数	主な増減理由
	平成13年	平成14年		
一般行政部門	7	7	0	特別行政部門(教育)への移管
議会	159	150	△9	国民年金収納事務の国への移管
総務	46	46	0	—
民生	98	97	△1	—
衛生	92	90	△2	—
農林水産	14	13	△1	—
商工	8	9	1	—
土木	97	95	△2	—
小計	521	507	△14	—
特別行政部門	145	138	△7	—
消防	136	135	△1	—
小計	281	273	△8	—
会計部門	26	25	△1	—
国民健康保険等	27	26	△1	—
小計	53	51	△2	—
合計	855	831	△24	—

(注)職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

行政課(内317)

**●給与の実態**

地方公務員の給与は、地方公務員法の趣旨に沿った給与制度として、各自治体が条例で定めています。また制度の内容は、民間企業や国家公務員の給与との均衡が図られ、適正な給与水準を維持すべきものとされています。それに加えて、職員給与は市民のみなさんの租税負担により賄われていることから、その実態をお知らせし、関心を持っていただくことにより、議会の審議がより充実したものになり、理解が得られるものと考えています。

そこで、市職員の給与の概要を、一般行政職員を中心にお知らせします(表(1)~(9)参照。市の職員には、一般行政職員(事務職員・技術職員)、技能労務職員、消防職員などの職種があります。

## (1)人件費の状況

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	前年度の人件費率
13年度	117,870人	29,902,119千円	1,595,625千円	7,653,506千円	25.6%	25.1%

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。※住民基本台帳人口は平成14年3月31日現在です。

## (2)職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数(A)	給与費			1人あたり給与費(B/A)	
		給料	職員手当	期末手当・勤勉手当		
14年度	794人	3,377,320千円	1,110,988千円	1,618,453千円	6,106,761千円	7,691千円

※職員手当には、退職手当は含みません。

## (3)職員の平均給料月額及び平均年齢の状況(14年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職		消防職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
海老名市	373,851円	42.5歳	297,697円	45.3歳	356,976円	39.8歳
国	332,052円	40.4歳	290,731円	48.8歳	351,244円	41.9歳

※国の消防職の欄の数値は、公安職のものです。

## (4)職員の初任給の状況(14年4月1日現在)

区分	海老名市		国		
	初任給	採用2年経過日給料額	初任給	採用2年経過日給料額	
一般行政職	大学卒	184,200円	207,800円	I種184,200円 II種174,400円	I種203,800円 II種188,900円
	高校卒	151,800円	163,800円	141,900円	151,800円

## (5)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(14年4月1日現在)

区分	経験年数10年			経験年数15年			経験年数20年		
	大学卒	高校卒	高校卒	大学卒	高校卒	高校卒	大学卒	高校卒	高校卒
一般行政職	297,600円	242,000円	297,600円	343,200円	297,600円	343,200円	378,100円	343,200円	343,200円
	297,600円	242,000円	297,600円	343,200円	297,600円	343,200円	378,100円	343,200円	343,200円
技能労務職	235,600円	235,600円	235,600円	294,700円	294,700円	294,700円	332,500円	332,500円	332,500円

## (6)一般行政職の級別職員数の状況(14年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計	
標準的な職務内容	主事補・技師補	主事・技師	主任主事・主任技師	主査	副主幹	課長幹	部長幹	—	
職員数	15人	83人	101人	95人	65人	75人	46人	480人	
構成比	3.1%	17.3%	21.0%	19.8%	13.5%	15.6%	9.6%	100%	
参考	前年の構成比	2.8%	20.7%	19.6%	18.6%	13.6%	15.8%	8.9%	100%
	5年前の構成比	6.8%	26.8%	18.0%	18.4%	13.3%	10.1%	6.6%	100%

## (7)昇給期間短縮の状況

区分	全職員			一般行政職			消防職		
	職員数(A)	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	比率(B/A)	職員数(A)	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	比率(B/A)	職員数(A)	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	比率(B/A)
13年度	831人	15人	1.8%	507人	10人	2.0%	135人	0人	0.0%
	855人	3人	0.4%	521人	0人	0.0%	136人	3人	2.2%

※国、県は15%の範囲内を基準に行っています。

## (8)特別職の報酬等の状況(14年4月1日現在)

区分	給料	報酬	期末手当
市長	930,000円	536,000円	(13年度支給割合) 6月期 2.05月 12月期 2.1月 3月期 0.5月
助役	746,000円	451,000円	—
収入役	700,000円	422,000円	—
議長	—	—	—
副議長	—	—	—
議員	—	—	—

## 事業を営む方は1月31日(金)までに償却資産の申告を!

**●申告のときの注意**

(1)償却資産課税台帳に登録されている方には、12月初旬に申告書を郵送しましたが、届いていない方や、新たに事業を開始された方など、申告書が必要な場合は、至急ご連絡ください。申告書の記入方法については、同封の「申告の手引」を参考にしてください。

(2)前年の申告内容と比較して次に該当する方についても、その旨を必ず申告してください。

①資産が増減のない方  
②事業所を市外へ移転するなど資産すべてがなくなった方  
③事業が廃止、解散となった方

(3)すでに「該当資産なし」の申告をしている方で、その後資産を取得した方は、必ず申告してください。また、事業所の市外移転や廃止、解散となった方については登録を抹消しますので、必ずご連絡ください。

(4)自動車税・軽自動車税が課せられる車両は課税対象から除かれますので、申告の必要はありません。

(5)税額は、課税標準額の1.4%ですが、この課税標準額が15万円未満の場合は課税されません。ただし申告は必要です。

## ●主な償却資産の例

▽構築物 ①構内舗装・広告塔・塀・街路灯・据付け式厨房設備など ②建物の所有者以外の方が設置したもの(店内造作設備・照明設備・給排水設備など) ③機械・装置 ④工作機械・印刷機械・その他各種産業用機械および装置 ⑤工具・器具および備品 ⑥測定工具・切削工具・理美容機器・陳列ケース・冷蔵庫・クーラー! ⑦応接セットなど。

資産課税(内354)。